

主要国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス 化の動向等について

2020年7月17日

目次

■ サマリー

- ①ブロードバンドの整備状況とユニバ制度
- ②主要国概況

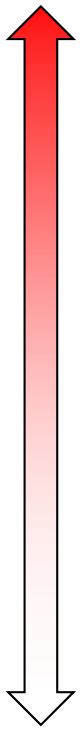
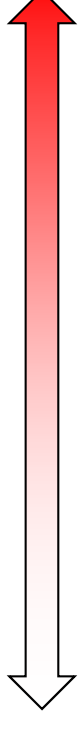


■ 各国の動向

- 1. 米国 ①制度の概要および特徴 ②制度の詳細
- 2. カナダ 同上
- 3. 英国 同上
- 4. フィンランド 同上
- 5. オーストラリア 同上
- 6. 韓国 同上

サマリー ①ブロードバンドの整備状況とユニバ制度

- 主要国のブロードバンド（以下、「BB」と略する場合がある。）のユニバーサルサービス（以下、「ユニバ」と略する場合がある。）制度は、大別すると3つのパターンに分類できる。制度の特徴は、ブロードバンド整備状況と関連があると考えられる。

主要国における固定超高速BBの整備状況と、BBユニバ制度の特徴

整備状況	該当国	整備か維持か	制度の中立性
整備率が極めて低い		BBのユニバ指定は行われない場合が多い	
整備率がやや低い (95%未満)	米国 カナダ	 エリア整備 <ul style="list-style-type: none"> ● BBの未整備・低整備エリアが広く存在することを前提に、当該エリアに対して面的なインフラ整備（エリア整備）を進めることに力点 	 技術中立 事業者中立 <ul style="list-style-type: none"> ● 多数の事業者から、技術中立性の下、コストや品質を考慮した競争的な手法（オークションや比較審査）で支援対象プロジェクトを選定
整備率が高い (95-99.5%程度)	英国 フィンランド 韓国	個別回線整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 既に高いBBカバレッジが達成されている状況下で、BBが利用できない個別の建物/ユーザに対して、申請ベースでインフラを整備することに力点 	実態として 旧固定 ドミナントへの依存大 <ul style="list-style-type: none"> ● 制度は中立的でも、実態としては旧固定ドミナント事業者に対するラストリゾート義務として課されることが多く、同事業者が採用する技術に依存
整備済み (ほぼ100%)	オーストラリア	 維持 <ul style="list-style-type: none"> ● BBが補助金・税金等により既に（ほぼ）全域で整備済みであることを前提に、維持に係る赤字を補填する 	 特定技術 特定事業者の指定 <ul style="list-style-type: none"> ● 豪州では、国の全額出資するNBN Coが主にBBユニバを担い、補填対象は同社の固定無線・衛星事業の赤字に限定

サマリー (参考)各国のユニバ対象ブロードバンド整備状況

本資料対象国及び日本のブロードバンド整備状況は以下の通り。

※整備率の定義は、各国のブロードバンド制度の品質水準等に合わせて選択しているため、国により異なる。

国名	整備率	整備率の定義	年
日本	99.7%	光回線を利用可能な世帯の割合	2021 (計画)
オーストラリア	99.7%	有線、固定無線、衛星によるBBを利用可能な建造物の割合	2020
韓国	99.5%	固定系BBを利用可能な世帯の割合	2018
フィンランド	99%	下り30Mbps以上モバイルBBを利用可能な世帯の割合	2020
英国	98%	下り10Mbps以上固定系BBを利用可能な世帯の割合	2018
米国	92%	下り25Mbps以上固定系BBを利用可能な世帯の割合	2017
カナダ	84%	下り50Mbps以上BBを利用可能な世帯の割合	2017

整備率



95%



サマリー②主要国概況（米国・カナダ・豪州）

主要国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス化の動向

項目		米国	カナダ	オーストラリア
ブロードバンドのユニバ指定の有無		○(2011～)	○(2016～)	○(2020～)
提供サービス	提供技術の指定	なし（技術中立）	なし（技術中立）	有線、固定無線、衛星 （有線への補填は無し）
	有線／無線の別	いずれも可	有線と無線で別個の制度	いずれも可 （ただし携帯は含まず）
	速度	下り10/上り1Mbps(実効) ※制度による。25/10Mbpsのものも。	下り50/上り10Mbps(実効) ※当面は25/10Mbpsで可	下り25/上り5Mbps(名目)
	料金規律	都市部と同等の料金 （料金ベンチマークあり）	都市部と同等の料金	技術カテゴリごとに 国内水準と同等の料金
提供事業者	選定・指定方法	既存事業者による手上げ → 辞退地域でオークション など	手上げ→比較審査方式 （費用など複数の審査項目）	政府完全出資の 事業者を設立
	選定・指定結果	多数（1千社以上）	未選定	原則NBN Co
支援・負担	基金等からの支援の有無	○（基金）	○（基金）	○（基金）
	整備／維持の別	整備＋維持	整備のみ	維持のみ
	基金額	51億ドル／年(2019)	5年間で最大7億5000万CAD	4.9億豪ドル/30年間
	負担者／負担方法	全ての州際電気通信事業者 適格収入に応じて負担	全ての電気通信事業者 適格収入に応じて負担	契約戸数2,000以上の 電気通信事業者

出典：各種資料に基づきMRI作成

サマリー②主要国概況（英国・フィンランド・韓国）

主要国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス化の動向

項目		英国	フィンランド	韓国
ブロードバンドのユニバ指定の有無		○(2018～)	○(2010～)	○(2020～)
提供サービス	提供技術の指定	なし（技術中立）	なし（技術中立）	有線 (島嶼地域等は無線可)
	有線／無線の別	いずれも可	いずれも可	有線 (島嶼地域等は無線可)
	速度	下り10/上り1Mbps(名目)	下り2Mbps(実効)	100Mbps (名目) (島嶼地域等は指定なし)
	料金規律	£ 46.10/月以下の 負担可能な料金	国内水準に照らして 合理的な料金	都市部と同等の料金
提供事業者	選定・指定方法	手上げ→比較審査方式 (サービス提供能力等)	手上げ→比較審査方式	手上げ→KTのみ申請
	選定・指定結果	BTおよびKCOMの2社	3社	KTのみ
支援・負担	基金等からの支援の有無	条件を満たした場合のみ支援 が行われる（発動実績なし）	条件を満たした場合のみ支援 が行われる（発動実績なし）	○（基金）
	整備／維持の別	基金未発動のため未定	基金未発動のため未定	整備＋維持
	基金額	未定	未定	未定
	負担者／負担方法	全てのECN事業者が 適格収入に応じて負担	国庫	売上300億ウォン以上の 電気通信事業者

出典：各種資料に基づきMRI作成

国別の動向 (1) 米国 ① 制度の概要および特徴

■ 米国のユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

● 制度導入の経緯

・FCCは**2011年に、事業者間精算とユニバ制度の一体改革を実施**。これによりコネクト・アメリカ基金が創設され、従来の基金を縮小しながら、その分を**ブロードバンドおよびモバイル網の構築・提供に振り向けること**となった。

<改革の背景にあった課題>

- ・**貧弱なBBカバレッジ（全米で約1800万人がアクセス不可能）**とデバイド（事業者による格差）
- ・従来基金の巨大化と不明瞭な用途（45億ドル/年を支援するが、受領事業者にBB構築義務なし）
- ・事業者間精算における歪み（規制上の区分により料金が大きく異なる等）

<事業者間精算とユニバ制度の一体改革>

- ・**コネクト・アメリカ基金の創設とBB・モバイルへの支援**
- ・事業者間精算の廃止（減収の一部をCAFから補てん）

● 制度の主な特徴

特徴	具体的な内容
巨額の支援	● 基金の規模は高コスト支援だけで約50億ドル/年であり、 人口当たりでは年間1600円程度の負担（州際通信料金に対するユーザ負担率は近年20%を超えている） 。
新規整備に重点	● BB未整備／低整備地域において新規にBB網を構築し、人口カバレッジを拡大することに力点が置かれている。 ● 既に基金からの支援を受けずに固定BBが整備されている地域は、その収支状況によらず、基金による支援の対象から除外されている。
都市部との同等性	● BBの品質や料金の設定は「 都市部で一般的なサービスと合理的に同等であること 」を基準に随時見直されている。
複数制度	● 大規模事業者（プライスカップILEC）の営業地域とそれ以外の地域では異なる支援制度 を採用している。 ● 他にもレガシー制度からの激変緩和措置などがあり、複雑な制度設計となっている。
基金効率化の工夫	● 旧制度では実際費用をベースにした支援も多かったが、CAFでは コストモデルの適用拡大や、オークション方式の導入による効率化 を図っている。 ● オークションにおいては、 品質と費用を総合的に定量評価する工夫 も導入されている。
モバイルへの支援	● CAFの中に独立したモビリティ基金を設け、 モバイルのエリアカバレッジ拡大も支援 している（オークションによる）。 ● 今後は「5G基金」（10年間で90億ドル規模）が創設され、 5G構築への支援（一部には農場・牧場等も含む）に移行する見通し である。

国別の動向 (1) 米国 ① 制度の概要および特徴

■ 米国のユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

● 制度の全体像と主な基金

・米国には連邦のユニバ制度と州のユニバ制度がある。独自のユニバ基金を持つ州は42、うち7州が基金からブロードバンド支援を行っている。

・**連邦のユニバ基金は4つのプログラムから成り、そのうちの高コスト支援プログラムは新旧含め10以上の基金から成っている。**

・今後は旧基金が縮小・廃止される一方で、5G基金(10年間90億ドル) や、最もBB整備の遅れた地域向けのRDof (200億ドル) などの新基金も稼働する予定である。

PROGRAM	
High Cost	\$4,684,526
Lifeline	\$1,142,777
Rural Health Care	\$ 298,620
Schools and Libraries (E-rate)	\$2,204,556
Total	\$8,330,479

出典：USAC年次報告書(2018)

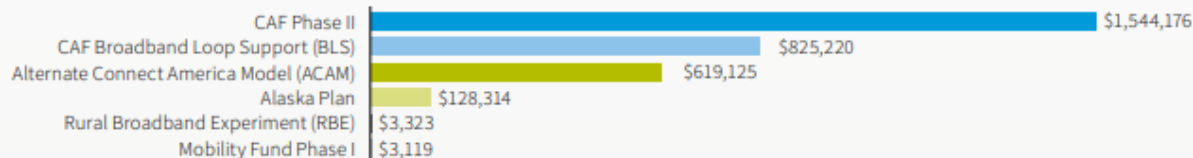
< 主要な基金 (ブロードバンド関連) >

基金名	対象地域	内容	規模
CAFフェーズ2 (モデル)	プライスキップ規制を受ける大手ILECの営業地域	FCCがコストモデルにより提示した回線あたり支援額をILECが承諾すれば、構築義務と引き換えに支援	予算約18億ドル、うち約15億ドルをILECが受諾
CAFフェーズ2 (オークション)	同上	ILECが支援を拒否した州について、オークションにより事業者を選定し、構築義務と引き換えに支援	支援実績は約15億ドル(2018)
ACAM、CAF-BLS	報酬率規制を受ける中小ILECの営業地域	各事業者はコストモデルベースの支援(ACAM)か、実際の収支差額ベースの支援(CAF-BLS)のいずれかを選択	支援実績は合計で約14億ドル(2018)

Modernized Funds – 2018 Disbursements

Unaudited | In Thousands

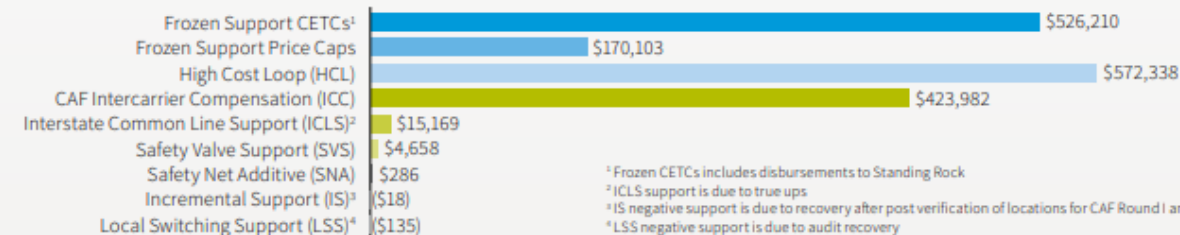
Total: \$3,123,277



Legacy Funds – 2018 Disbursements

Unaudited | In Thousands

Total: \$1,712,593



¹ Frozen CETCs includes disbursements to Standing Rock

² ICLS support is due to true ups

³ IS negative support is due to recovery after post verification of locations for CAF Round I and II

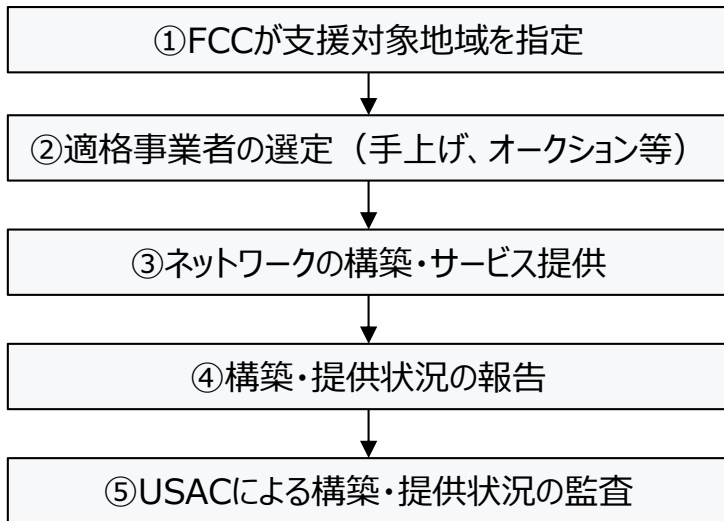
⁴ LSS negative support is due to audit recovery

国別の動向 (1) 米国 ① 制度の概要および特徴

■ 米国のユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

● 支援のプロセス

対象地域の選定から、サービス提供・監査に至るまでのプロセスは下図のとおり（全基金に共通するプロセス）。

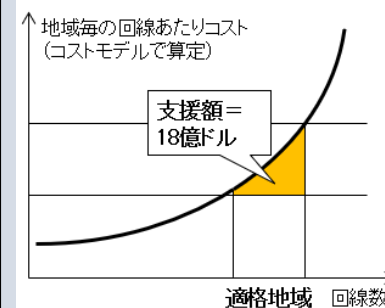


● CAFフェーズ2の事業者選定プロセス

プライスカップILECの営業地域においては、**まずILECに支援受給の優先権を与えた上で、拒否した場合には全事業者が参加資格を有するオークションを開催**する、という2段階方式が採用された。

Step1-1 コストモデルによる配分 先と配分額の決定

国勢調査細分区の単位で回線あたりコストを算定し、予算上限に則して適格地域および支援額を決定



※低コスト地域や競争存在地域、極端に高コストな地域は対象から除外

Step1-2 ILECによる受入判断

判断単位は、州毎の各事業者の営業エリア全域

支援を受ける

- 支援を5年間受給する権利
- 全域におけるBB提供義務

or

支援を拒否する

- 支援は停止
- BB提供義務なし
- 州のラストリゾート義務(固定電話)は残る

※ILECは約8割を受諾

Step 2 オークション

ILECが支援受け入れを拒否した地域ではオークションにより適格事業者を選定

• 入札の地域単位は国勢調査細分区を基礎として設定

• 提供技術は不問（携帯や衛星でもサービス要件を満たせば応札可能；品質と価格の両方を加味した選定）

• Step1でILECが支援を受け入れた地域でも、5年経過後には競争入札を実施予定

国別の動向 (1) 米国 ① 制度の概要および特徴

■ 米国のユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

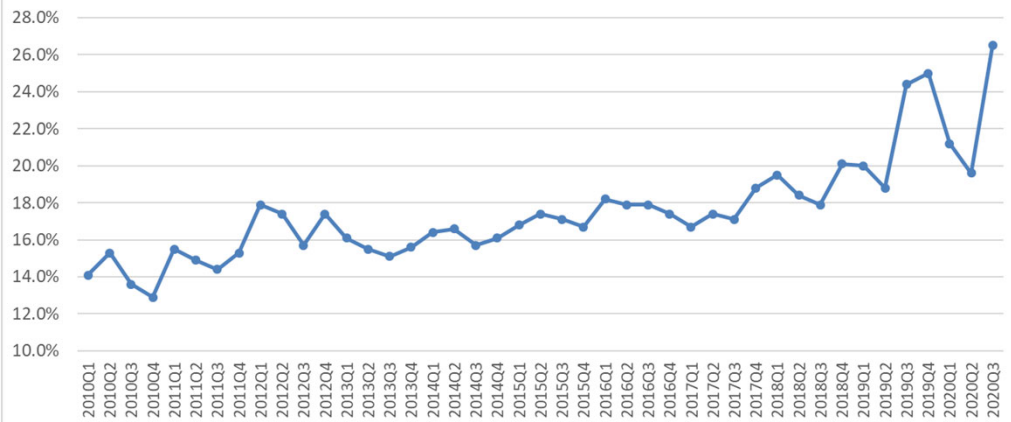
● 事業者負担およびエンドユーザへの転嫁

・米国では、必要な基金額（+管理費等）を適格収入の総額で除することで、**収入に対する拠出係数を四半期毎に計算し、公開**している。各負担事業者は、自社の適格収入に拠出係数を乗じた金額を、USACに納入する。

・負担事業者は、各エンドユーザの州際収入等に拠出係数を乗じた金額を上限として、エンドユーザに転嫁することが認められている。**実態としては上限額でエンドユーザに転嫁**されているケースが多い。

米国ユニバ基金の拠出係数の推移

米国ユニバ基金の拠出係数の推移(2010-2020)



<https://www.fcc.gov/general/contribution-factor-quarterly-filings-universal-service-fund-usf-management-support> に基づきMRI作成

● ブロードバンド品質

・米国ではブロードバンドについて、速度・容量・遅延などの品質基準を示している。

・速度基準（当初4/1Mbps、現在10/1Mbps以上）を定めた際の根拠となる考え方は下表のとおり。尚、一部プロジェクトでは25/3Mbps基準も採用されている。

要請項目	根拠となる考え方
技術的要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 速度設定においては特定技術を想定せず ● コストモデルに基づく支援額の計算においては、速度が4/1Mbpsの時代からFTTP網を採用している。速度を引き上げてもアクセス回線コストは変わらない想定。
アプリケーションの要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔教育・遠隔医療・コミュニケーション(VoIP、ビデオ通話)などのサービス利用。ただし具体的な速度と結び付けた言及はなし。 ● 10Mbpsへの引き上げの際には、HD映像が5Mbps必要であること、10Mbpsあれば複数利用でも快適になることなどが指摘されている。
ベンチマーク上の要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市部との同等性の観点から品質を設定。 ● 2013年末時点で都市部の99%で10Mbps以上のBBが利用可能であったことが、10Mbpsへの速度引き上げの決め手となった。
その他の要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 速度は実測値であることが求められる。 ● 品質は随時見直しを行うこととされている。

国別の動向 (1)米国 ②制度の詳細

項目		制度の内容（主にCAFフェーズ2について記述）
ブロードバンドのユニバ指定の目的		ブロードバンドの新規整備の支援による、未整備／低整備地域における世帯カバレッジの向上
提供サービス	提供技術の指定	【技術指定】なし（技術中立） 【有線／無線の別】品質要件を満たせばいずれも可
	品質要件	【速度】下り10/上り1Mbpsなど 【遅延】100ms以下など 【容量】150GB/月など ※オークションの場合、事業者品質ランクの選択権あり（落札基準に反映） 【確認・測定方法】測定期間、測定方法、合格基準などが詳細に定められ、USACに報告義務あり
	料金要件・規律	都市部での同等のサービスの料金とほぼ同等の料金（品質ごとに「料金ベンチマーク」を設定し遵守）
対象地域	地理的単位	CAFフェーズ1：州内の営業地域ごと、CAFフェーズ2：国勢調査区をグループ化
	選定方法	所定品質を満たす固定系ブロードバンドが未整備／低整備の地域をFCCが指定
提供事業者	選定・指定方法	適格事業者は原則として州委員会が指定。基金の受領者はプログラムごとに選定される。 CAFフェーズ2：既存事業者による手上げ → 辞退地域でオークション（いずれも適格性の審査あり）
	選定・指定結果	CAFフェーズ1：10社（ILECのみ）、CAFフェーズ2：103社（オークション等で選定）
	事業者の負う義務	【提供義務】全適格事業者にサービス提供義務。基金から支援を受ける場合は、所定の期間内に所定の品質・料金・カバレッジでブロードバンドを整備しサービス提供。提供実態の報告義務あり。【退出規制】所定の期間を超えれば退出を禁じる規定はない（ILECには州の退出規制が課される場合あり）
支援・負担	支援の有無、基金額	【支援有無】○（基金） 【基金額】高コスト支援全基金の合計で51億ドル／年(2019) 【算定方法】フェーズ1：コストモデル、フェーズ2：コストモデル・オークション（ともに上限値の枠内で決定）
	整備／維持の別	整備＋維持（新規に整備をした上で、所定の期間のサービス提供を行う）
	負担者／負担方法	【負担者】全ての州際電気通信事業者（ISP・OTT等含まず；約3000社） 【負担方法】適格収入（州際・国際収入）に応じて負担 【エンドユーザへの転嫁】原則として転嫁されている
電話のユニバ制度との関係		1つの基金制度に統合されている（適格事業者は、基金からの支援を受けるためには、ブロードバンドと電話の両方を提供することが義務付けられる）

国別の動向 (2)カナダ ①制度の概要および特徴

■ カナダのユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

● 制度導入の経緯

・CRTCは2016年にブロードバンド基金を設立。**固定およびモバイルのブロードバンドの新規整備およびアップグレードに支援**を行うことにより、特にルーラル・リモート地域におけるブロードバンドの拡充を目指すこととした。

<改革の背景にあった課題>

- ・デジタル社会・経済への参画のためにはBBが必須
- ・固定・モバイルともに貧弱なBBカバレッジ（特にルーラル・リモートでは都市部と同等の品質・料金でブロードバンドを利用できない地域が多い）



<ブロードバンド基金の設立>

- ・目標は、都市・ルーラル・リモートを問わず全国民が
 - 高速**固定ブロードバンド**(50/10Mbps)
 - **モバイル**(最新技術；現状ではLTE)
 の**両方**を使えるようにすること（※音声も含む）
- ・ユニバーサルサービスの定義を上記に則して変更した上で、基金を設立（従来基金は徐々に縮小）

● 制度の主な特徴

特徴	具体的な内容
予算の明示	<ul style="list-style-type: none"> ● 基金の上限規模は、固定BB・携帯など総計で5年間7.5億ドルと事前に明示されている。人口あたりでは年間300円程度の負担（類似の制度を持つ米国の1/5程度の水準） <p style="text-align: right;">出典：CRTC</p>
新規整備に重点	<ul style="list-style-type: none"> ● BB未整備／低整備地域において新規にBB網を構築（またはアップグレード）し、所定品質のBB人口カバレッジを拡大することに力が置かれている。 ● 既に基金からの支援を受けずに固定BBが整備されている地域は、その収支状況によらず、基金による支援の対象から除外されている。
都市部との同等性	<ul style="list-style-type: none"> ● BBの品質や料金の設定は「都市部で一般的なサービスと同等以下であること」をとされている。
固定とモバイルの二重整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定とモバイルの両方の整備を制度の目標としており、それぞれに対して独立したプロジェクト選定が行われる。なお、モバイルについては世帯だけでなく主要道路も対象となる。
比較審査方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 品質やコスト面で優れたプロジェクトを選定すること、また中小事業者でも参加しやすくする（オークションに比べて）ことを目標として、比較審査方式を採用している。

国別の動向 (2)カナダ ①制度の概要および特徴

■ カナダのユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

● ブロードバンド品質

・カナダでは固定ブロードバンドについて、速度・容量・遅延・ジッター・パケットロスの品質基準を示している。

・速度基準（**目標50/10Mbps以上**）を定めた際の根拠となる考え方は下表のとおり。ただしプロジェクト選定においては、当面は25/5Mbpsを最低基準とし、将来50/10Mbpsに引き上げ可能であればよいとした。

要請項目	根拠となる考え方
技術的要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 速度については特になし ● 容量については、FTTxおよびケーブルBBでは都市部で容量無制限プランが提供されている点を考慮
アプリケーションの要請	<ul style="list-style-type: none"> ● EC・医療・教育などを含む各種の日常サービス利用。ただし具体の速度と結び付けた言及はなし。 ● ビジネス利用（テレワーク、ビデオ会議、リアルタイムコラボレーション等）も想定。これらの用途では上り回線速度も重要であることを指摘（遅延・ジッター・パケットロス等の議論の際にも、これら用途が念頭に）
ベンチマーク上の要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市部との同等性、具体的には制度導入時点で82%の国民が50Mbps以上のBBにアクセス可能であること。 ● 国際競争の観点からグローバルトレンドとの整合を強く意識。具体的には、主要な通商相手国である米国およびEU諸国の目標値が50Mbps以上であること。
その他の要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 名目速度でなく実効速度であることを要請。 ● 将来の高速化に対してスケーラブルであることを重視。

● 負担対象の拡大

・従来の音声電話の基金に比べて、**ブロードバンド基金では負担額の算定対象となる適格収入の範囲が拡大**された。

従来の基金の
適格収入

・電気通信収入
(事業者間精算や端末収入は控除)

ブロードバンド
基金の適格収入

・電気通信収入
(事業者間精算や端末収入は控除)
・**インターネットアクセス収入**
・**テキストベースサービス収入**

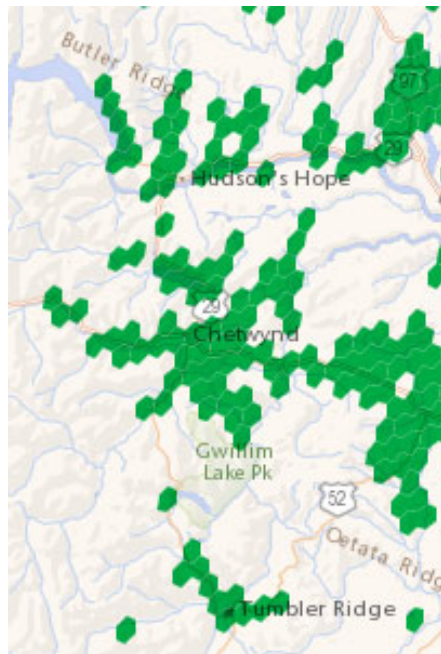
国別の動向 (2)カナダ ①制度の概要および特徴

■ カナダのユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

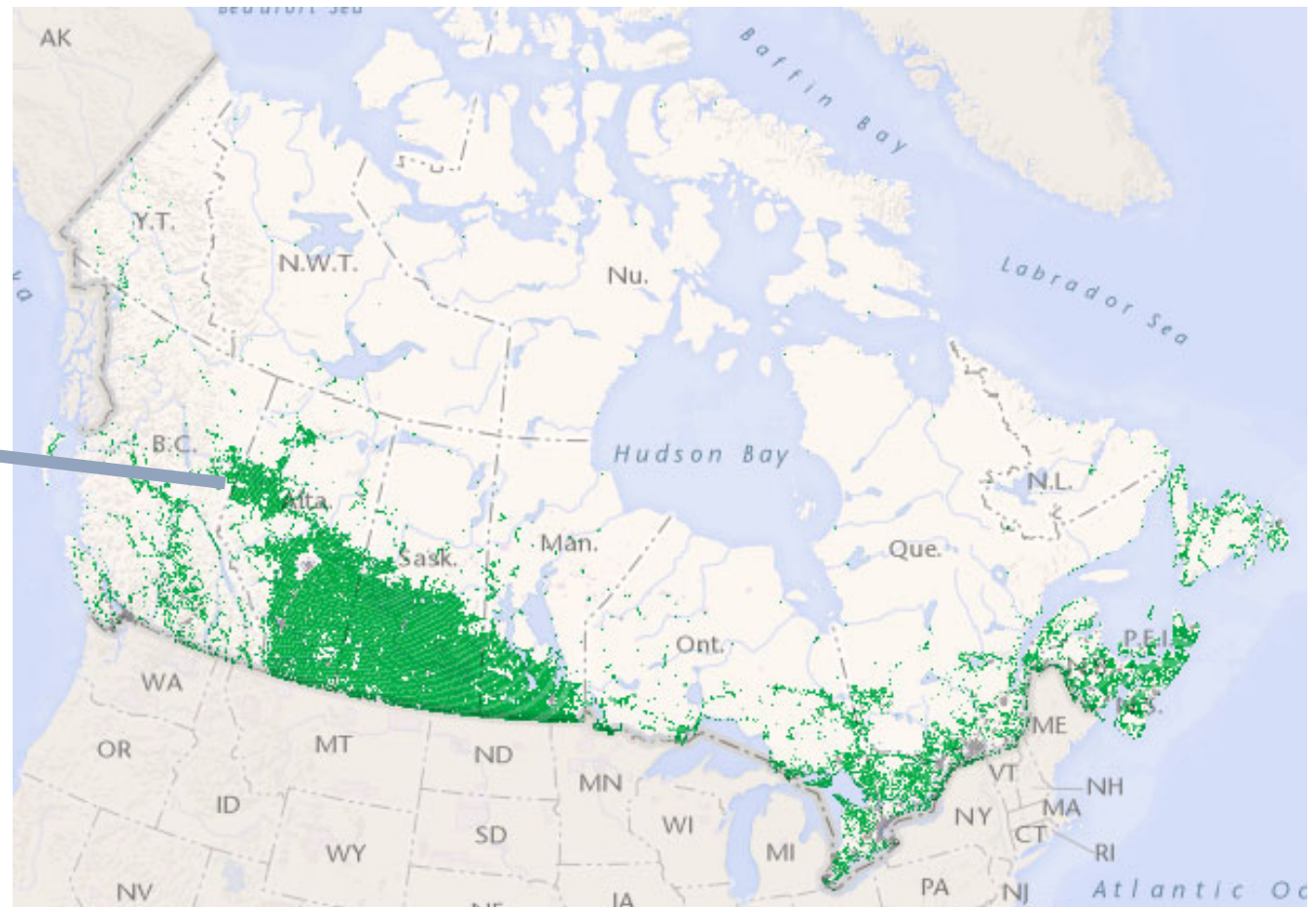
● 支援対象となる地域（固定BB）

対象地域は、**CRTCが指定する全国で約4万3千個の六角形エリア**（世帯は存在するが、固定BB提供が1回線もない地域）。一次募集ではリモート地域等に対象が限定されたが、二次募集では全国が対象とされている。

緑で塗られた六角形が支援対象地域



(拡大)



出典：CRTC https://crtc.gc.ca/cartovista/fixedbroadbandandtransportye2018_en/index.html

国別の動向 (2)カナダ ②制度の詳細

項目		制度の内容 (ブロードバンド基金)
ブロードバンドのユニバ指定の目的		全国において固定及び無線の両方でBB及び通話サービスにアクセス可能とする (2031年頃までに)
提供サービス	提供技術の指定	【技術指定】なし (技術中立) 【有線/無線の別】固定と携帯でそれぞれ別の制度
	品質要件	【速度】下り50/上り10Mbps (当面は25/10Mbpsで可) 【遅延】往復50ms以下 【容量】容量無制限プランのオプションを提供 【その他】ジッター5ms未満、パケットロス0.25%未満 【確認・測定方法】遅延、ジッター、パケットロスについては測定方法を規定 (速度は規定なし)
	料金要件・規律	主要な都市の中心部と同等以下の料金を要請。小売料金規制はなし。
対象地域	地理的単位	25km ² の六角形単位
	選定方法	・目標レベル(50/10Mbps)のBBアクセスを1件も有さない居住地域(約4万3千個)をCRTCが指定 ・一次募集は限られた地域のみ、二次募集はカナダ全域が対象とされた
提供事業者	選定・指定方法	プログラムごとに比較審査方式により選定 (①適格審査 ②評価 ③事業者選定 の3段階)
	選定・指定結果	選定中 (2020年内に第一弾の結果発表予定)
	事業者の負う義務	個別プロジェクトごとに契約により規定する見通し
支援・負担	支援の有無、基金額	【支援有無】○ (基金) 【基金額】5年間で最大7億5000万カナダドル
	整備/維持の別	整備のみ (新規構築およびアップグレード) ※既整備地域は支援対象外
	負担者/負担方法	【負担者】電気通信に係る年間総収入が1000万カナダドル以上の電気通信事業者 【負担方法】適格収入に応じて負担 【エンドユーザへの転嫁】未定
電話のユニバ制度との関係		従来基金とは別に新基金を設立。従来の音声電話の基金は徐々に縮小→廃止される見通し。

国別の動向 (3) 英国 ① 制度の概要および特徴

■ 英国のユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

● 制度導入の経緯

・「2017年デジタル経済法」の成立により2020までにBBをユニバ化することが定められた。その後、BTによる自主的なBBユニバ提供の提案があったが、政府はこれを却下し、Ofcomに具体の制度検討を命じた。

・Ofcomは2018年の指令により、BBユニバ化の具体的実装を定めた。2020より運用が開始された。

<改革の背景にあった課題>

・所定品質(10/1Mbps)のBBを利用できない世帯等が、2018年の制度導入時点で約3%。

<ブロードバンドのユニバ化>

・ブロードバンドをユニバーサルサービスに追加
 ・USPに全国での提供義務を賦課することで、**現状で所定品質のBBを利用できない世帯・事業所でも、USPにリクエストを出せば利用可能となる**仕組み。

● 制度の主な特徴

特徴	具体的な内容
旧固定ドミナントによる提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 英国では、比較審査方式が採用されたものの、結果としては旧固定ドミナントであるBT（ハル市以外）とKCOM（ハル市）の2社がUSP指定を受けた。 ● ルーラル地域等で両社以外に赤字運営の事業者がいたとしても、支援の枠外に置かれることになる。また、USP2社に対しても、義務が課されるだけで、基金支援は発動されない可能性も高い。
利用者へのセーフガード的の制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 英国では制度導入時に世帯カバレッジが97%であり、全土での提供を制度化しているものの、新規のエリア拡大や高速化を支援するための制度という意味合いは薄い。 ※BTによればユニバ対象となる世帯は4万程度まで減少 ※KCOMによればユニバ対象となる世帯はゼロとなる見通し ● 例外的にBBを使えない利用者に対するセーフガード的措置（提供する事業者が1社もいなかった場合の保証）に力点を置いた制度設計であると考えられる。 ● 利用者の申請ベースの仕組みであり、申請がなければUSPは整備やサービス提供の義務を負わない。
モバイルによる提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の品質を満たせば認められる。 ● BTは傘下のEEのモバイル網(LTE)を通じて提供するFWAのプロダクトがUSO品質を満たすため、FWAでカバーされる世帯はUSOの枠外で対応する方針を出し、Ofcomも容認。ただしFWAで妥当な品質（目安としては速度が最大になる時間において10/1Mbpsの95%以上）が出ない場合には、USOのプロセスに進むことが認められる。
自己負担の存在	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続の一時費用が3400ポンドを超える場合には超過分を利用者が自己負担する制度となっている。

国別の動向 (3)英国 ①制度の概要および特徴

■ 英国のユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

● ブロードバンド品質（速度）

・BB品質への要件として、速度、遅延、容量、コンテンツレートが定められている。

・速度については、主として①下り10Mbps ②下り10/上り1Mbps ③下り30/上り6Mbpsの3案（右図参照）があったが、以下の観点から②の案が選択された。

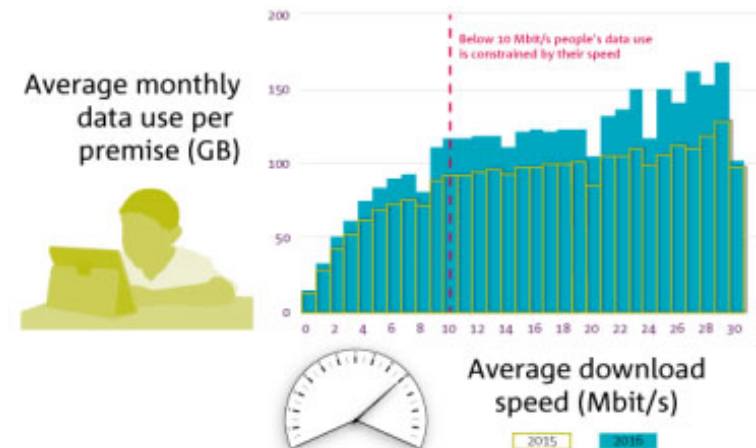
要請項目	根拠となる考え方
技術的要請	<ul style="list-style-type: none"> 各技術において①②③の要件を満たすことが可能か検討。10/1Mbpsは、FTTx、固定無線、モバイルなど幅広い技術で提供可能であるとされた。③の30/6Mbpsとした場合、固定無線やモバイルでは満たせないことが課題となった。尚、衛星については現状で遅延の要件を満たせないため②③とも不可とされた。
アプリケーションの要請	<ul style="list-style-type: none"> 10/1Mbpsは世帯における典型的なデジタルサービスの利用実態を考慮して設定。 Ofcomは、平均的な利用量(月間GB)から逆算して、速度が10Mbpsを下回る場合にはBBの一般的な利用（Webブラウジング、ビデオストリーミング、ビデオ通話、ゲーム等の複数同時利用）において支障が出るとの分析により、最低線として10Mbpsを提言。
ベンチマーク上の要請	<ul style="list-style-type: none"> 特になし
その他の要請	<ul style="list-style-type: none"> 速度の選択により、対象世帯数も変わり、提供に要する費用も変わる（いずれも③案で最も多くなる）ため、この点とのバランスも考慮された。

品質要件に関する3つのシナリオ

	Scenario 1	Scenario 2	Scenario 3
	Standard broadband (10Mbit/s download speed)	More highly specified standard broadband (10Mbit/s download + 1Mbit/s upload)	Superfast broadband (30Mbit/s download + 6Mbit/s upload)
Download speed ³⁸	10Mbit/s	10Mbit/s	30Mbit/s
Upload speed	None defined	1Mbit/s	6Mbit/s
Latency ³⁹	None defined	Medium response time	Fast response time
Contention ratio/ Committed Information Rate ⁴⁰	None defined	50:1	CIR: 10Mbit/s
Data usage cap (monthly) ⁴¹	None defined	100GB	Unlimited

月間利用料(GB)と速度(Mbps)の関係

Why a household might need 10 Mbit/s



出所：https://www.ofcom.org.uk/data/assets/pdf_file/0028/95581/final-report.pdf

国別の動向 (3)英国 ②制度の詳細

項目		制度の内容
ブロードバンドのユニバ指定の目的		全国でのBB提供（最低限のブロードバンドが利用できない世帯等に対するセーフガード措置の確保）
提供サービス	提供技術の指定	【技術指定】なし（技術中立） 【有線／無線の別】品質要件を満たせばいずれも可（モバイル含む）
	品質要件	【速度】下り10/上り1Mbpsなど 【遅延】音声通話可能な水準【容量】100GB/月以上【コンテンツレート】50:1以下 【確認・測定方法】ofcomが毎年各社の実測速度を公表
	料金要件・規律	【料金】46.10 £ /月以下の負担可能な額であり、国内で均一になるように設定する。 【整備費用】3,400 £ を超えた分は自己負担。
対象地域	地理的単位	指定の最低単位は自治体(391個)。支援対象となるかは建物(premise)ごとに判定。
	選定方法	ブロードバンドが未整備か高額（46.10 £ /月を超える額）で、公的資金による整備が12か月以内になされる見通しが無い場合
提供事業者	選定・指定方法	フェーズ1：既存事業者による手上げ、フェーズ2：ハード（使用技術案、財源、地域カバレッジ）に基づく審査、フェーズ3：ソフト（経営能力、顧客対応能力等）に基づく審査
	選定・指定結果	フェーズ1：8社、フェーズ2：3社、フェーズ3：2社（ハル地域：KCOM、その他地域：BT）
	事業者の負う義務	【提供義務】KCOM：申請後12か月以内にUSO接続を提供。BT：申請案件の80%は12か月以内、95%には18か月以内、99%には24か月以内に対応。残り1%はofcomに説明。【退出規制】言及なし
支援・負担	支援の有無、基金額	【支援有無】不当な負担が生じた場合に審査・試算・徴収が行われる。【基金額】未発動のため未定 【算定方法】US提供によって生じる損失からUS提供によって生じる便益を差し引いた額。
	整備／維持の別	基金未発動のため未定
	負担者／負担方法	【負担者】全てのECN/ECS事業者（ECSにOTTは含まれるが基金負担は未議論） 【負担方法】売上高比に応じて負担 【エンドユーザへの転嫁】未定
電話のユニバ制度との関係		別個の仕組み（現状ではいずれの基金も未発動）

国別の動向 (4)フィンランド ①制度の概要および特徴

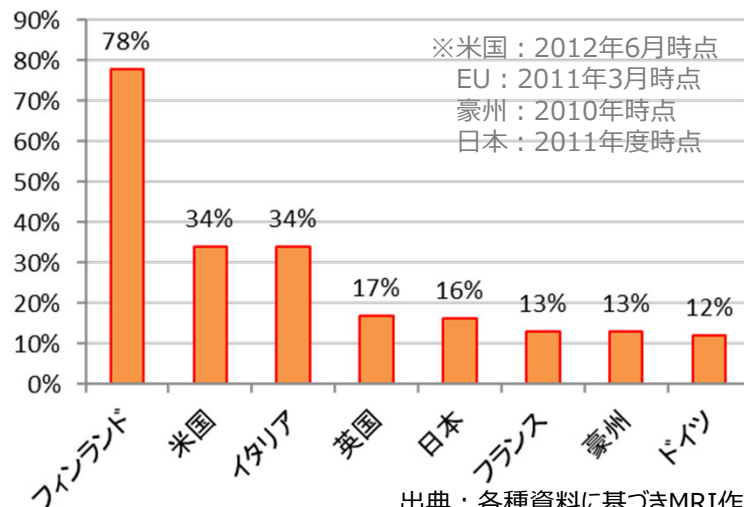
■ フィンランドのユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

● 制度導入の経緯

・フィンランドでは**2010年に世界で初めて、法令において国民の権利としてBBをユニバに指定**した。背景には、情報社会の推進政策があった。

・**光ファイバを中心とする高速BBエリア整備については補助金中心に進められており、ユニバ制度はこれを補完するラストリゾート的な意味合い**を持つ。フィンランドのルーラル地域では早くから電柱および固定回線の撤去が進み、BBユニバ導入時点ですでに固定回線への依存度が低くなっていた。現在、ユニバは電話・BBともに事実上モバイルでのみ提供されている。

携帯電話のみ保有世帯の割合



● 制度の主な特徴

特徴	具体的な内容
モバイルを前提とした品質設定	<ul style="list-style-type: none"> フィンランドのBBユニバ制度は技術中立的な設計であるが、USPはモバイルでのみユニバーサルサービスを提供しているのが実情である。制度導入時に1Mbpsであった最低速度は2015年に2Mbpsまで引き上げられたが、諸外国との比較では低めの速度設定に抑えられている（※5Mbpsを検討中）
利用者へのセーフガード的的制度	<ul style="list-style-type: none"> フィンランドでは携帯も含めれば高水準のエリアカバレッジが達成済みである。また固定超高速BBはユニバの枠外で整備策が講じられている。そのため、ユニバ制度は新規のエリア拡大を支援するというよりも、サービスを使いたくとも使えないユーザに対するセーフガード措置の担い手としてラストリゾート事業者を指定しているという意味合いが強い。 ただし後述するとおり、利用可能性の保証に力点があり、負担可能性に対する配慮は限定的である。
料金の負担可能性	<ul style="list-style-type: none"> フィンランドのユニバーサルサービス（携帯）の料金は、都市部の一般的な携帯サービスの料金よりかなり高水準に設定されている。これは、一般的なサービスに比べて品質要件が厳しいことが大きな要因となっているとされる。諸外国で一般的に採用されている「都市部と同等の料金」といった考え方は、フィンランドでは採用されていない。 料金が高いため、ユニバーサルサービスの申し込みは低調であり、提供されている回線数は極めて低い水準にとどまるとされる（回線数は非公表）。 上記の実態により事業者の負担も小さく、基金発動が申請されたことは一度もない。

国別の動向 (4)フィンランド ①制度の概要および特徴

■ フィンランドのユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

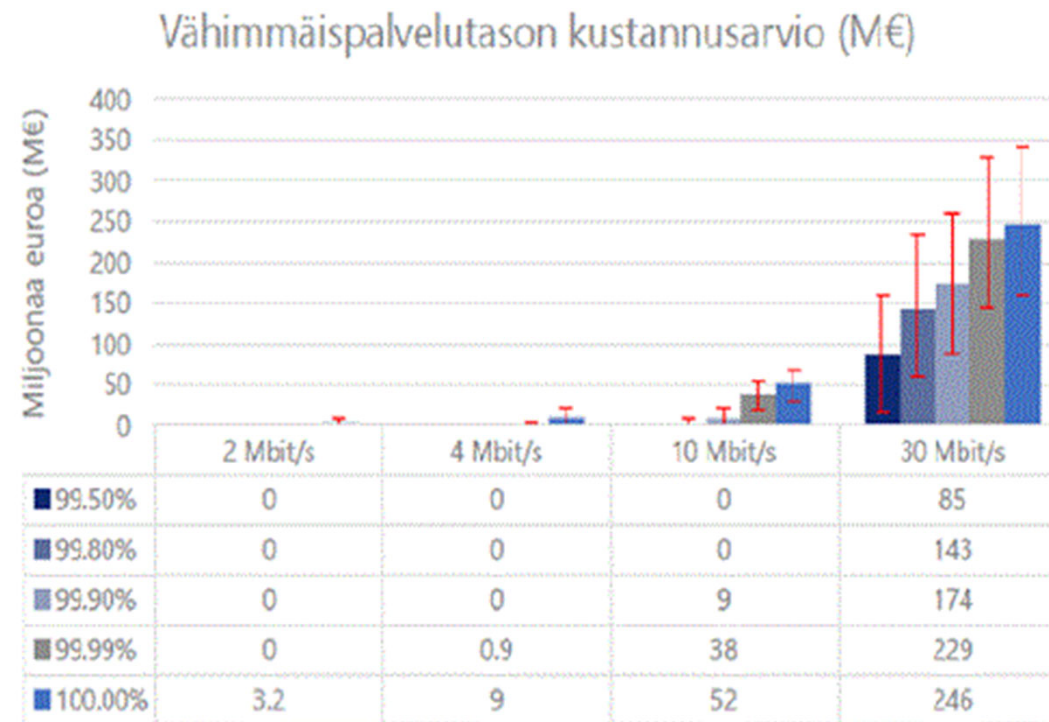
● ブロードバンド品質

・フィンランドのBBの速度要件は、制度導入時の下り1Mbpsから、2015年に下り2Mbpsに引き上げられた（いずれも実効速度）。これを定めた際の根拠となる考え方は下表のとおり。

要請項目	根拠となる考え方
技術的要請	<ul style="list-style-type: none"> ● BBユニバが施行された2010年時点に比べて技術進展、新しい周波数帯の導入、<u>ワイヤレス接続によって一般的に使用される通信速度が向上したことを考慮し、2Mbpsへの引き上げを決定した。</u> ● なお、2020年に入って5Mbpsへの引き上げが検討されているが、その際に速度と追加費用の関係についての分析が提示されている（右図）
アプリケーションの要請	<ul style="list-style-type: none"> ● オンラインバンキングや新聞購読などの日常の電子サービスを使用するニーズに対応する。 ● <u>2Mbpsを確保することにより、一部のテレビやビデオサービスを利用可能</u>となる。
ベンチマーク上の要請	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>国内インターネット利用者の73%が2Mbps以上、51%が10Mbps以上</u>を利用していることから、2Mbps以上が必要と判断。
その他の要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 2Mbpsへの引き上げの議論の際には、ビデオリレーサービスでの利用についても言及されていた。

ブロードバンドの提供速度と追加費用の試算

（携帯網での提供を想定；2018時点；速度は実効ベース）



出典：<https://www.finlex.fi/fi/esitykset/he/2020/20200098#idp447386000>

国別の動向 (4)フィンランド ②制度の詳細

項目		制度の内容
ブロードバンドのユニバ指定の目的		国民の権利としてのBB利用可能性の担保（利用できない世帯等に対するセーフガード措置）
提供サービス	提供技術の指定	【技術指定】なし（技術中立） 【有線／無線の別】いずれも可（実態としては全USPがモバイル網で提供）
	品質要件	【速度】下り2Mbps（上りについての要件なし） 【遅延】なし 【容量】なし 【確認・測定方法】最低でも24時間測定した平均が1.5Mbps以上、4時間測定した平均が1Mbps以上である必要がある
	料金要件・規律	合理的な価格での提供を義務付け（一般的な料金・所得と照らし合わせて合理性を判断）
対象地域	地理的単位	郵便番号区画ごと（自治体大合併に伴い、市町村ごとの指定は不相当と2016年に判断）
	選定方法	BBが未整備の定住住居や事業所が存在し、ボランティアでBBを整備する事業者もいない地域。
提供事業者	選定・指定方法	ブロードバンド未整備区画及びその隣接区画でBBを提供する事業者から、財務的安定性及び当該地域におけるネットワーク品質を基準に絞り込み。
	選定・指定結果	3社（DNA:12区画、Elisa：22区画、TeliaSonera Finland：27区画）
	事業者の負う義務	【提供義務】申請受理後、合理的な期間内のネットワーク接続を実現 【退出規制】言及なし
支援・負担	支援の有無、基金額	【支援有無】不当な負担が生じた場合に審査・試算・徴収が行われる。【基金額】純費用のうち不合理な財務負担に相当する部分 【算定方法】会社の規模や事業運営の質、電話帳等の他ユニバの売り上げを参考に算出
	整備／維持の別	基金未発動のため未定
	負担者／負担方法	【負担者】国庫 【負担方法】未実施のため未定 【エンドユーザへの転嫁】該当なし
電話のユニバ制度との関係		同一の制度により電話・ブロードバンドの提供を担保

国別の動向 (5)オーストラリア ①制度の概要および特徴

■ オーストラリアのユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

● 制度導入の経緯

・豪州では2017年に不採算のルーラル地域のブロードバンド維持への支援制度を規定するRBS(Rural Broadband Scheme)の関連法案が提案され、一度期限切れ廃案となった後、再提出されて2020年ようやく成立を見た。

<改革の背景にあった課題>

- ・豪州では、**国が全額出資するNBN Coが、卸専門でBBインフラを全土で提供**する。
- ・**NBN Coはルーラル地域で大きな赤字を抱える構造であり、都市部のみでインフラ構築をする競争事業者に対して競争上不利**であるという課題があった。

<SIP制度とRBS制度の実装>

- ・ブロードバンドのラストリゾート事業者としてSIP制度を設けるとともに、**NBN Coが行ってきた内部相互補助をRBSという基金制度の形で外部化し、競争事業者にも費用負担を求める**仕組みを導入した。

● 制度の概要

・豪州の制度は、SIPとRBSの2本柱から成る。

<SIP (法定インフラ提供者)制度>(2020.7~)

- ・SIPはUSG(ユニバーサルサービス保証)の一部であり、指定された地域において**所定品質のブロードバンドを①構築し、②卸売サービスとして提供する義務**を負う。
- ・デフォルトでは全土でNBN CoがSIPに指定される。ただしNBN Co以外の事業者がインフラ構築をしている地域では、大臣が当該事業者をSIPに指定することができる。
- ・**SIPはラストリゾートとしての提供義務を負うが、それとセットで支援を受ける権利を得るものではない。**

<RBS (地域ブロードバンド制度)>(2021.1~)

- ・RBSは、**ルーラルおよびリモート地域のBB提供、具体的にはNBN Coが固定無線および衛星によりサービス提供する約100万の世帯/事業者における赤字(30年で98億ドル)を、都市部を含む全固定BBインフラ事業者(FTTx,HFCが該当、DSLは含まない)が負担する仕組み**である。
- ・負担は回線数比例で行う(1回線あたり月額7.1ドル)ため、大半はNBN Co自身が負担することになる。**総額の5%程度がNBN Coの競争事業者による負担**となる。

国別の動向 (5)オーストラリア ①制度の概要および特徴

■ オーストラリアのユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

● 制度の主な特徴

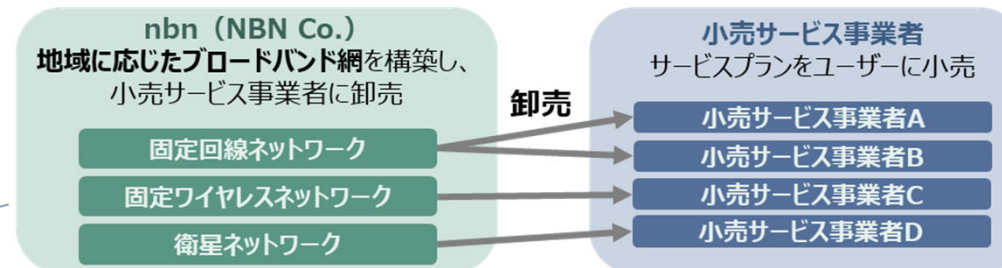
特徴	具体的な内容
提供義務 (SIP)と支援制度(RBS)	<ul style="list-style-type: none"> 豪州の制度では、提供義務をSIP (NBN以外も指定される場合あり) が負う一方、RBSによる支援はもっぱらNBNの固定無線と衛星の赤字補てんに充てられる。 RBSは事実上、NBNがこれまで内部相互補助で賄っていた費用の一部を、都市部のみでいわば「いいとこ取り(cherry-picking)するNBNの競争事業者 (有線の設備ベース事業者; 法人向けが多い) に負担させる意味合いを持つ。 携帯事業者の負担が大きな論点であったが、現時点では5Gを含め携帯はNBN Coの競合インフラではないと整理され、負担対象に含まれなかった。今後の市場の進展次第で、携帯事業者等も負担を求められる可能性はあるとされている。
維持のための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> RBSの支援対象は、新規整備ではなく、整備済み地域におけるサービスの維持である。 インフラ整備はNBN Coが税金により担っており、衛星による提供も含めれば全土での提供体制がすでにほぼ整っている。
中立性の欠如	<ul style="list-style-type: none"> RBSは、収益性の良い都市部の固定BB回線から、収益性の悪いルーラルの固定無線・衛星回線(NBN Co)にお金を流す仕組みである。支援を受ける権利を有するのはNBN Coのみであり、固定無線や衛星を使うエリアはNBN Coの事業計画に依存する。事業者中立・技術中立の設計にはなっていない。 なお、モバイルについてはユニバ制度の枠外に整備プログラム (移動体空白地プログラム) がある。
卸売レベルの提供義務	<ul style="list-style-type: none"> NBN Coは卸売専門事業者であり、NBN Coを含むすべてのSIPは所定品質のL2の卸売BBサービスの提供義務を負う。小売レベルでは提供義務は存在しない。

● ブロードバンドの品質

・ユニバ制度の速度基準は、SIP指定前のNBN Coの提供サービス (SCS) 及び他卸売通信事業者に対する規制 (SBAS) を踏襲。

・SCSやSBASを定めた際の根拠となる考え方は下表のとおり。

要請項目	根拠となる考え方
技術的要請	<ul style="list-style-type: none"> 光ファイバと比べて速度需要増加に対する拡張性が低いADSL2+を整備対象から除外することを目的に、ADSL2+の最大速度 (24Mbps) を超える基準を設定。
アプリケーションの要請	<ul style="list-style-type: none"> データ消費が大きいコンテンツに対する需要の高まりにより、需要の高まる速度域である。
ベンチマーク上の要請	<ul style="list-style-type: none"> 2016年時点でnbnのインフラを利用するエンドユーザが最も利用する速度域である。



国別の動向 (5)オーストラリア ②制度の詳細

項目		制度の内容
ブロードバンドのユニバ指定の目的		全国（特に採算が取れない遠隔地）でのブロードバンド接続の維持を保證するとともに、政府出資会社であるNBN Coの内部相互補助を外部化し競争事業者にも負担を求める
提供サービス	提供技術の指定	【技術指定】有線、固定無線、衛星（補填の対象は固定無線、衛星） 【有線／無線の別】提供事業者が地域ごとに有線/固定無線/衛星を指定
	品質要件	【速度】卸売ピーク速度下り25/上り5Mbps（有線の90%は50/10Mbps） 【遅延】音声サービスが利用可能なレベル（衛星通信除く） 【容量】不明 【確認・測定方法】不明
	料金要件・規律	技術カテゴリ（有線、固定無線、衛星）ごとに国内水準と同程度の料金設定。
対象地域	地理的単位	建造物（premise）ごと
	選定方法	農村地域・遠隔地域含めた全土
提供事業者	選定・指定方法	全土のブロードバンド網整備を目的としたNBN Coを政府完全出資により設立。NBN CoによるBB網整備完了後(2020.7～)に、BBユニバ制度が施行されNBN CoがデフォルトのSIPとなる。
	選定・指定結果	デフォルトはNBN Co。別の事業者がインフラを整備している地域では当該事業者が指定される場合あり。
	事業者の負う義務	【提供義務】ブロードバンド網へのアクセスおよび有線・固定無線による提供地域での音声サービスの提供 【退出規制】言及なし
支援・負担	支援の有無、基金額	【支援有無】○（固定無線・衛星のみ） 【基金額】合計98億豪ドル/30年間 【算定方法】ルーラル地域（固定無線・衛星通信によるサービス提供地域）における損失額
	整備／維持の別	維持（BB網整備完了後にBBユニバ制度を施行するため、整備に対して基金からの支援はない）
	負担者／負担方法	【負担者】契約戸数2,000以上の国内電気通信事業者 【負担方法】初年度7.10豪ドル/月・戸 【エンドユーザへの転嫁】NBNのネットワーク利用者：転嫁なし、その他利用者：事業者が判断
電話のユニバ制度との関係		電話に関する既存の制度(USO;ユニバーサルサービス義務;Telstraが担う)と、BBを含む新たな制度(USG;ユニバーサルサービス保証;NBN Coが主に担う)が併存しているが、前者は縮小している

国別の動向 (6) 韓国 ① 制度の概要および特徴

■ 韓国のユニバーサルサービス制度の概要・特徴は以下のとおり。

● 制度導入の経緯

韓国では2010年代初頭からBBのユニバ化が検討されてきたが、2020年によやく、ユニバーサルサービス制度の対象サービス（市内電話等）にブロードバンドを追加した。**大手3社中、FTTxで最大のカバレッジを持つKTがUSPに名乗り出て、指定を受ける**こととなった。

● 制度の主な特徴

特徴	具体的な内容
技術指定と品質要件	<ul style="list-style-type: none"> 韓国ではFTTH/FTTBサービスが広く普及済みであり、事実上はFTTH/FTTBでの提供を念頭に置いて、BBユニバの提供技術を有線に限定する（島しょ部を除き）とともに、品質要件を100Mbps（名目）とした。
利用者へのセーフガード+エリアカバー	<ul style="list-style-type: none"> 韓国ではすでに高速BBのエリアカバーが極めて高く、BBユニバの対象は「どのキャリアからもサービスを受けられない建物」で、申請ベースで整備することとされている。この点では、サービスを使いたくても使えないユーザに対するセーフガード措置の担い手としてラストリゾート事業者を指定しているという意味合いが強い。 ただし事実上提供技術がFTTH/FTTBに限定されることから、ルールにBB未提供地域が残る（未提供世帯は制度導入時点で約88万）のも事実であり、こうした地域のエリア化という意味合いもあるものと推察される。
6割支援	<ul style="list-style-type: none"> 韓国では電話のユニバ制度においても「損失補填比率」を設定して、損失(純費用)の一部のみ(90%)を補填するという仕組みが導入されていた。BBにおいてもこの仕組みが踏襲されたものと考えられる。数値の設定基準は不明であるが、BBの場合はIPTVなど追加収入が期待できる点が考慮された模様。

● ブロードバンドの品質

韓国では、**世界で唯一、100Mbps(名目)の品質要件を採用**している。採用の根拠は必ずしも明確にされていないが、基本的にはFTTH/FTTBを前提とした制度設計になっているものと考えられる。

要請項目	根拠となる考え方
技術的要請	<ul style="list-style-type: none"> 光ファイバの全国整備が進んでいるため、低コストで名目100Mbpsブロードバンドの整備が可能である
アプリケーションの要請	<ul style="list-style-type: none"> 電子商取引、双方向IPTV、インターネットビデオ電話へのニーズに対応する。
ベンチマーク上の要請	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地での100Mbpsブロードバンド網構築を推進する計画を踏襲。
その他の要請	<ul style="list-style-type: none"> (参考) 現在、KTが都市部で販売する最も廉価な固定BBプランの名目速度が100Mbpsである。

国別の動向 (6) 韓国 ② 制度の詳細

項目		制度の内容
ブロードバンドのユニバ指定の目的		国による遠隔地ブロードバンド構築事業でも取り残される不採算地域でのブロードバンド提供。
提供サービス	提供技術の指定	【技術指定】有線 【有線／無線の別】有線（島しょ地域等では無線も可）
	品質要件	【速度】名目速度100Mbps（島しょ地域等の無線によるBB提供地域では速度要件無し）
	料金要件・規律	【料金】KTが一般に提供する100Mbpsインターネットサービスと同等の料金 【整備費用】既存電柱からの距離に応じて個人負担が増加する
対象地域	地理的単位	建物ごとに判断
	選定方法	どの既存事業者からもブロードバンドサービスを受けられない場合、対象となる
提供事業者	選定・指定方法	既存事業者を対象とした公募 → 科学技術情報通信部が指定
	選定・指定結果	1社（KT）
	事業者の負う義務	【提供義務】申請受理後、合理的な期間内でのネットワークアクセスを実現すること 【退出規制】言及なし
支援・負担	支援の有無、基金額	【支援有無】○（基金） 【基金額】未定 【算定方法】ユニバ事業による損失の6割
	整備／維持の別	整備＋維持（不採算地域でのブロードバンド提供）
	負担者／負担方法	【負担者】電気通信サービスの売上が300億ウォン以上の事業者 【負担方法】該当事業者間で電気通信サービスの売上高に比例して分担 【エンドユーザへの転嫁】なし
電話のユニバ制度との関係		同一制度により固定電話・ブロードバンドの提供を担保。

参考 略語集

略語等	意味等
USP	Universal Service Provider ; ユニバーサルサービス提供事業者
USO	Universal Service Obligation ; ユニバーサルサービス義務
FCC	Federal Communications Commission ; 米国連邦通信委員会
USAC	Universal Service Administrative Company ; 米国のユニバ基金管理会社
ILEC	Incumbent Local Exchange Carrier ; 米国の既存地域電話会社（1996年通信法以前から営業）
CAF	Connect America Fund ; コネクトアメリカ基金
RDOF	Rural Digital Opportunity Fund ; ルーラルデジタル機会基金
Study Area	スタディエリア ; ILECの州毎の営業地域に基づいて設定される地域区分で、全米で約2000個ある
CRTC	Canadian Radio-television and Telecommunications Commission ; カナダの電気通信および放送の規制当局
EECC	European Electronic Communications Code ; 欧州電子通信法典
ECN	Electronic Communications Network ; 電子通信ネットワーク（定義はEECC第2条(1)参照）
ECS	Electronic Communications Service; 電子通信サービス（定義はEECC第2条(4)参照）
NBN	National Broadband Network ; 豪州の国家ブロードバンド網
SIP	Statutory Infrastructure Provider; 法定インフラ事業者。オーストラリアにおけるUSP
RBS	Regional Broadband Scheme ; 地域ブロードバンドスキーム。豪州のユニバ基金制度に相当。
SCS	Superfast Carriage Service ; NBN Coが提供を義務付けられた高速通信サービス。
SBAS	Superfast Broadband Access Service ; 豪州の卸売り通信事業者に対する通信速度基準。